

(巻末資料)

1. 公害苦情

平成 29 年度の公害苦情件数は 19 件で、内訳は下記表のとおりでした。

粉じんに関する苦情では、近隣での解体工事等によるものが減少し、また、騒音に関する苦情についても、近隣での作業音や生活騒音等によるものが減少しました。

近年の本市の公害苦情は、次のような特徴があります。

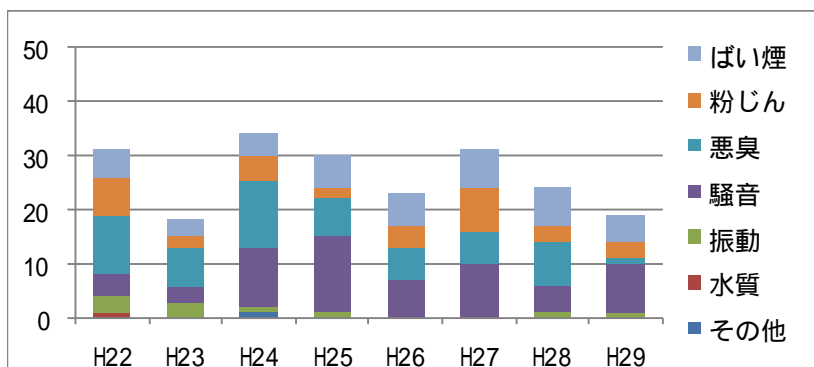
公害関係法令の適用対象外や違反に当たらないものが多い。

「うるさい」「臭い」など感覚的な被害等を訴えるものの割合が高い。

家庭生活に伴うものなど近隣関係の苦情が多い。

苦情が寄せられた場合は、直ちに現場での調査を行い、原因究明に当たるとともに、発生源が明らかな場合は、原因者に対して関係法令等に基づく指導等を行っています。

年度 項目	22	23	24	25	26	27	28	29
ばい煙	5	3	4	6	6	7	7	5
粉じん	7	2	5	2	4	8	3	3
悪臭	11	7	12	7	6	6	8	1
騒音	4	3	11	14	7	10	5	9
振動	3	3	1	1	0	0	1	1
水質	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	31	18	34	30	23	31	24	19



公害とは？

公害とは、事業活動や、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(環境基本法第2条第3項)

生活環境とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。

公害の種類

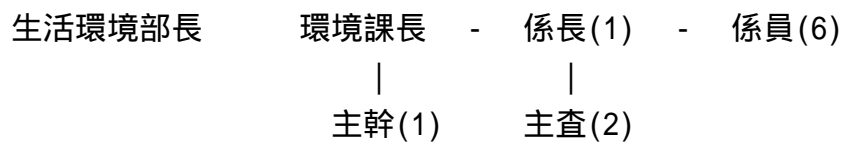
公害の種類	
典型7公害	公害防止など、環境を守るための基本的なことがらを定めた法律として『環境基本法』があります。 この法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の7種類を『典型7公害』と呼んでいます。
大気汚染	大気中に有害な汚染物質が排出されることにより、人の生命や健康、快適な生活環境が損なわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。
水質汚濁	水中に有害な汚染物質が排出されることにより、人の生命や健康、快適な生活環境が損なわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)
土壌汚染	土壌中に有害物質が蓄積し、人の生命や健康、快適な生活環境が損なわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。地下水汚染の原因ともなる。
騒音 振動	作業等に伴って発生する音又は振動で、不快感あるいは生理的障害を与える現象。
地盤沈下	地下水の汲み上げ等による地盤の沈下現象。(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)
悪臭	大気中に悪臭物質が排出されることにより、不快感あるいは生理的障害を与える現象。

2. 組織体制等

【環境行政の変遷】

年 月	機 構
昭和 41. 6	市民部 衛生課 公害係
42.10	企画部 公害課 公害係
46.12	環境衛生部 公害課 企画係・調査係
48. 4	公害対策部 公害対策課 企画係・調査係・監視係・他1係
51.10	生活環境部 公害対策課 企画係・調査係・監視係・他1係
54. 7	市民生活部 公害防災課 企画調査係・監視係・他2係
56. 4	環境衛生部 公害防災課 企画調査係・監視係・他1係
62. 7	生活環境部 生活環境課 公害対策係・他4係
63. 4	市民生活部 生活環境課 公害対策係・他3係
平成 2. 4	市民生活部 市民生活課 公害対策係・他4係
3. 7	市民生活部 環境室 環境対策課
14. 4	市民生活部 環境対策課
15. 7	生活環境部 環境対策課
22. 4	生活環境部 環境課
28. 4	生活環境部 環境課 環境係

現在の機構（平成 30 年 4 月）



【室蘭市環境保全推進会議】

室蘭市環境保全推進会議は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 12 年 6 月に庁内に設置した会議です。

【室蘭市環境審議会】

室蘭市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項や、環境基本計画に関することを調査審議するため、室蘭市環境基本条例第30条に基づき設置している諮問機関で、平成20年11月に設置しました。

審議会は学識経験者や各種団体、公募委員で構成されています。

室蘭市環境審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職業(役職)等
学識経験者	中野 博人	室蘭工業大学 暮らし環境系領域 教授
	亀田 正人	室蘭工業大学 ひと文化系領域 准教授
関係行政機関	石川 瑞生	室蘭地方気象台 次長
	山城 明伸	北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 主幹
各種団体	氏家 義太郎	室蘭商工会議所 副会頭
	渡辺 京子	室蘭消費者協会 副会長
	真壁 浩一	室蘭市リサイクル協働市民協議会 副会長
	立野 斉	環境ネットむろらん 幹事
市民公募	山内 ふみ	
	西畑 常夫	
	石田 敏博	

：会長

：副会長

3. 環境行政のあゆみ

昭和 33(1958)	. 12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の制定 (国)
	37(1962)	. 4 衛生課で公害業務始まる。
		. 5 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の制定 (国)
	38(1963)	. 12 市内10ヶ所で硫黄酸化物(二酸化鉛法)、降下ばいじんの測定開始(北海道)
	39(1964)	. 2 輪西支所で二酸化硫黄の自動測定開始 (北海道)
	40(1965)	. 1 室蘭市大気汚染対策懇談会設置
	41(1966)	. 6 衛生課に公害係新設
		. 10 室蘭市公害対策審議会並びに同調査部会設置
		. 11 室蘭市が「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に基づく指定地域となる。(国)
		. 12 御前水公園で二酸化硫黄の自動測定開始 (北海道)
	42(1967)	. 8 「公害対策基本法」の制定 (国)
		. 10 室蘭市公害対策審議会第1次答申
		. 10 企画部に公害課公害係新設
		. 12 細域汚染調査委託(26ヶ所) 影響調査委託
	43(1968)	. 6 祝津出張所、東支所で気象観測開始 (北海道)
		. 6 「大気汚染防止法」の制定(「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の廃止) (国)
		. 6 「騒音規制法」の制定 (国)
		. 7 陣屋、白鳥台において気象観測開始 (室蘭市)
		. 7 新日鉄体育館で二酸化硫黄の自動測定開始 (北海道)
		. 9 室蘭市公害対策審議会第2次答申
		. 12 室蘭市が「大気汚染防止法」に基づく指定地域となる。(国)
	44(1969)	. 4 白鳥台で二酸化硫黄の自動測定開始 (室蘭市)
		. 7 太田ビルで二酸化硫黄の自動測定開始 (室蘭市)
		. 9 室蘭地区産業公害総合事前調査
		. 10 「北海道公害防止条例」の制定 (北海道)
		. 11 室蘭市が「騒音規制法」に基づく指定地域となる。(北海道)
		. 12 日鋼アパートで二酸化硫黄の自動測定開始 (北海道)
	45(1970)	. 2 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正(室蘭市 K=29.2 14.0) (国)
		. 10 日本石油精製株室蘭精油所と公害防止協定締結(増設)
		. 11 室蘭市公害対策審議会第3次答申
		. 12 「水質汚濁防止法」など公害15法案の制定 (国)
		. 12 「大気汚染防止法」に基づく指定地域制の廃止 (国)
		. 12 「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の廃止 (国)
	46(1971)	. 2 既存企業6社と公害防止協定締結
		. 3 室蘭保健所に大気汚染監視テレメータ装置設置 (北海道)
		. 5 室蘭市議会に公害対策特別委員会設置
		. 6 「悪臭防止法」の制定 (国)
		. 6 室蘭地先海域産業公害総合事前調査

- 昭和 46(1971). 7 「環境庁」の発足 (国)
 市内4ヶ所で浮遊粒子状物質の自動測定開始 (北海道)
- 10 「北海道公害防止条例」の全部改正
- 12 「公害対策基本法」に基づく水質環境基準(健康項目)の設定
 「環境衛生部」新設 公害課に企画係、調査係設置
- 47(1972). 1 「公害対策基本法」に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準設定
 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正
 (室蘭市 K = 14.0 9.34) (国)
- 4 「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」
 制定 (北海道) S47.10.1 施行
 室蘭港内外及びイタンキ海域が指定され、上乘せ排水基準が適用
 される。
- 8 室蘭市民憲章制定
- 10 室蘭市公害対策審議会第4次答申
- 48(1973). 3 室蘭海域の水質環境基準類型指定 (北海道)
- 4 「公害対策部」新設 公害対策課に企画、調査、監視の3係設置
 北洋相互銀行で一酸化炭素の自動測定開始 (室蘭市)
- 5 「公害対策基本法」に基づき大気の汚染に係る環境基準を設定
- 6 第1回環境週間 (国)
- 8 窒素酸化物第1次規制 (国)
- 10 「公害健康被害補償法」の制定 (国)
- 49(1974). 4 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正(室蘭市
 K = 9.34 6.42) (国)
 道の大気汚染監視テレメータ装置、室蘭市に移管される。
 室蘭市が「大気汚染防止法」に基づく政令市に指定される。(国)
 「公害対策基本法」に基づく騒音環境基準の類型指定(北海道)
- 6 「大気汚染防止法」一部改正 (総量規制の導入) (国)
 室蘭地域公害防止計画の策定指示 (国)
 窒素酸化物第2次規制 (国)
- 7 「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (北
 海道)
 室蘭市公害対策審議会第5次答申
- 8 「室蘭をきれいにする市民運動実行委員会」設立、全市一斉清掃な
 どの運動スタート
- 10 室蘭市公害監視センター落成
- 11 大気汚染監視テレメータ装置稼働 (室蘭市)
 御前水公園及び新日鉄体育館において窒素酸化物及びオキシダ
 ントの自動測定開始
 白鳥台及び太田ビルにおいて浮遊粒子状物質(光散乱法)の自動
 測定開始
- 50(1975). 3 公害対策特別委員会(室蘭市議会)を廃止
- 4 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正(室蘭市
 K = 6.42 4.67) (国)
- 5 室蘭市議会に公害・防災対策特別委員会設置
- 6 室蘭市公害防止協定に基づく大気汚染防止計画の変更
- 51(1976). 2 室蘭地域公害防止計画承認(50~54年度)(国)

昭和	51(1976)	. 6	「振動規制法」の制定 (国)
		10	「悪臭防止法」に基づく規制3物質追加 (国) 生活環境部公害対策課となる。
		12	「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正(室蘭市 K = 4.67 4.5) (国)
	52(1977)	. 6	窒素酸化物第3次規制 (国) 北海道電力と公害防止協定締結
	53(1978)	. 2	実行委員会を発展的に解消し、「室蘭をきれいにする市民運動推 進協議会」を設立
		3	「振動規制法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(北海 道)
		7	「公害対策基本法」に基づく二酸化窒素の環境基準改定 (国) 室蘭市公害防止協定に基づく大気汚染防止計画の更新 「北海道環境影響評価条例」の制定 (北海道)
	54(1979)	. 3	公害・防災対策特別委員会(室蘭市議会)の廃止
		4	陣屋測定局新設 (佐々木商店から機器移設)
		7	市民生活部公害防災課となる。(公害関係は2係となる。)
55(1980)	. 8	白鳥台測定局新設 (本室蘭小学校から機器移設)	
56(1981)	. 3	新室蘭地域公害防止計画承認(55~59年度) (国)	
	4	環境衛生部公害防災課となる。	
57(1982)	. 12	「スパイクタイヤ問題庁内連絡会議」開催	
59(1984)	. 1	「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定 (北海道) S59.4.1 施行	
	4	市内4ヵ所においてスパイクタイヤ粉じんに係る調査開始	
	5	陣屋において酸性雨の自動測定開始(61年度まで)	
61(1986)	. 2	陣屋において浮遊粒子状物質(線吸収法)の自動測定開始	
62(1987)	. 4	公害監視センターにおいて酸性雨の自動測定開始 (陣屋から移設)	
	7	生活環境部生活環境課となる。(公害関係1係となる。)	
	10	室蘭市公害対策審議会条例の一部改正(同審議会を非常設とす る。)	
63(1988)	. 4	市民生活部生活環境課となる。	
	5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定 (国)	
	11	スパイクタイヤ等装着率調査開始	
	12	陣屋西測定局新設 (国道37号線白鳥新道改良工事に伴い陣屋 局廃止)	
平成	1(1989)	. 2	「北海道環境管理計画」の策定 (北海道)
		10	「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定 (北海道)
		11	ゴルフ場で使用される農薬による養殖魚等のへい死事故の発生
	2(1990)	. 2	公害監視センター及びだんパラ高原スキー場において酸性雪の 調査開始
	3	「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制 定 (北海道) H2.4.1 施行 室蘭市公害対策審議会に大気汚染常時監視測定体制の見直しに ついて諮問	

- 平成 2(1990). 4 市民生活部市民生活課となる。
 5 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の策定 (国)
 公害監視センターでの酸性雨自動測定(1時間値)を1降雨の平均値(道環境研方式)に変更
 6 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定(国)
 10 「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」の制定(市)
 11 室蘭市公害対策審議会答申(大気汚染常時監視測定体制の見直しについて)
 「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」及び「北海道リゾート開発指針」の策定(北海道)
- 3(1991). 1 室蘭ゴルフ倶楽部と「農薬等の使用に関する協定書」を締結
 3 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針(暫定版)」の策定(北海道)
 4 国内大手タイヤメーカーのスパイクタイヤ販売中止
 7 市民生活部環境室環境対策課となる。(係制廃止)
 8 公害対策基本法に基づく「土壌の汚染に関する環境基準」の設定(国)
 9 だんパラ高原スキー場において酸性雨の調査開始
- 4(1992). 3 室蘭市公害対策審議会答申(大気汚染常時監視測定体制の見直しについて)を受けて、測定局統廃合
 ・日鋼アパート、輪西地区サービスセンター、太田ビル、北洋相互銀行の4局 廃止
 ・東地区サービスセンター、中小企業センターの2局 設置
 6 ブラジルで「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(国)
 12 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく指定地域となる。(H5.3.1より)
- 5(1993). 3 水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定(国)
 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定(北海道)
 4 「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る大気環境指針(暫定値)」の制定(国)
 「環境アドバイザー」制度の創設(北海道)
 8 「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(国)
 11 「環境基本法」の制定(「公害対策基本法」の廃止)(国)
- 6(1994). 2 「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正(国)
 3 「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」の一部改正(北海道)
 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の制定(国)
 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定(国)
 7 「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境指針」の策定(北海道)
 12 「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定(国)

- 平成 7(1995). 4 公害監視センター及び環境対策課を市民会館(輪西)内に移転する。前公害監視センター(蘭西下水ポンプ場屋上)で測定していた降下ばいじん、硫酸化物(二酸化鉛法)及び酸性雨雪については、測定点名を「蘭西下水ポンプ場」に変更
- 5 陣屋西局移設(陣屋日石公園内へ) 8月より「陣屋日石公園局」として本測定開始
「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の制定(国) H9.4.1 施行
有害大気汚染物質対策始まる。ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質とする。
- 8(1996). 6 「水質汚濁防止法」の一部改正(国) H9.4.1 施行
10 「北海道環境基本条例」の制定(北海道)
- 9(1997). 2 「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」を設定(国)
6 「環境影響評価法」の制定(国)
8 「大気汚染防止法」に基づく政省令改正(国) H9.12.1 施行
ダイオキシン類を有害大気汚染物質の指定物質に追加。
- 10(1998). 3 「北海道環境基本計画」の策定(北海道)
4 輪西町(市民会館)において、ベンゼン等有害大気汚染物質の調査を開始。
9 「騒音に係る環境基準」告示(国) H11.4.1 施行
10 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定(国)
- 11(1999). 7 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定(国) H12.1.15 施行
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定(国)
- 12(2000). 2 「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部改正
5 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」制定(国) H13.1.6 施行
6 「北海道地球温暖化防止計画」の策定(北海道)
「循環型社会形成推進基本法」の制定(国) H12.6.2 施行、一部 H13.1.6 施行
- 13(2001). 4 「ジクロロメタン」に係る環境基準の設定(国)
6 「水質汚濁防止法」に基づく政省令改正(国) H13.7.1 施行
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物を有害物質に追加。
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定(国) H13.7.15 施行
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定(国)
- 14(2002). 2 「室蘭市役所エコオフィスプラン(環境保全率先実行計画)」策定
4 旧市民会館で測定していた降下ばいじん、硫酸化物(二酸化鉛法)について、新日鉄体育館局に移転する。
5 「土壌汚染対策法」の制定(国)
8 公害監視センター及び環境対策課を清掃事業所(御崎町)内に移転する。

- 平成 15(2003). 3 「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定 (北海道)
7 生活環境部環境対策課となる。
「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定 (国)
11 「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (国)
環境基本条例・環境基本計画策定のための「室蘭市環境市民会議」
(委員 25 名) 設置。
- 16(2004). 6 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
の制定 (国)
7 「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置
(北海道)
12 「北海道再生品利用拡大方針」の策定及び「北海道リサイクル製品
認定及び利用推進要綱(リサイクル製品認定制度)」の創設
(北海道)
- 17(2005). 1 「自動車リサイクル法」本格施行 (国)
2 「京都議定書」の発効 (国)
3 「室蘭地域環境保全連絡会議」発足
5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 (国)
6 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 (国)
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
の施行 (国)
「湖沼水質保全特別措置法」の改正 (国)
7 「石綿障害予防規則」施行 (国)
「アスベスト問題対策連絡会議」設置
9 「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」の設置 (北海道)
11 「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び
環境保全に関する協定書」締結
(日本環境安全事業(株)北海道事業所、北海道、室蘭市)
12 「北海道循環資源利用促進税条例」の制定 (北海道)
- 18(2006). 2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定 (国)
「大気汚染防止法」の一部改正(アスベスト規制対象拡大強化)
(国)
「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指
導指針」の制定 (北海道)
3 「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の一部改正 (国)
「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の策
定 (北海道)
「室蘭市環境基本条例」の制定
9 「石綿障害予防規則」の一部改正 (国)
10 「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の一部改正(アスベスト含
有製品の定義を 0.1%超へ拡大、規制強化) (国)
「北海道循環資源利用促進税条例」の施行 (北海道)
12 「北海道 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」作成 (北海道)
- 19(2007). 1 東地区測定局移設(東サービスセンター内から寿町職員住宅へ)
2 大気汚染常時監視テレメータシステム更新

- 平成 20(2008). 2 「第2期室蘭市役所エコオフィスプラン(環境保全率先実行計画)」策定
- 3 「北海道環境基本計画[第2次計画]」の策定 (北海道)
- 3 苫小牧地方環境監視センターの廃止 (北海道)
- 5 「北海道 PCB 廃棄物処理施設」の操業開始
- 6 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正 (国)
- 6 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 (国)
- 7 「北海道洞爺湖サミット」開催 (国)
- 8 「室蘭市環境審議会規則」施行
- 11 「室蘭市環境審議会」設置、「室蘭市公害対策審議会条例」の廃止
- 21(2009). 3 「室蘭市環境基本計画」の策定
- 3 「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定 (北海道)
- 3 「北海道環境行動計画(どうみんグリーンアクション)」の策定 (北海道)
- 4 「土壌汚染対策法」一部改正 (国) H22.4.1 施行
- 6 「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の改正 (北海道)
- 9 環境基本法に基づく「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」告示 (国)
- 11 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正(国)
- 水質環境基準に1項目(1,4-ジオキサン)、地下水環境基準に3項目(塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)を追加するとともに基準値を設定、また、既設定済の基準値を一部見直し
- 12 「北海道地球温暖化防止対策条例施行規則」制定 (北海道)
- H22.3.1 施行
- 22(2010). 3 「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」制定 (北海道) H22.4.1 施行
- 4 生活環境部環境課となる。
- 「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」施行により北海道胆振支庁が北海道胆振総合振興局となる。(北海道)
- 5 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法」の一部改正 (国)
- H22.8.10、H23.4.1 施行
- 6 「排水基準を定める省令」一部改正(国) H22.7.1 施行
- 8 「大気汚染防止法施行規則」の一部改正(国)
- 9 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく特定事業者に指定
- 23(2011). 6 「水質汚濁防止法」の一部改正 (国) H24.6.1 施行
- 8 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」制定(国)
- (騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が関係 H24.4.1 施行)
- 11 東地区測定局移設(寿町職員住宅内から寿公園内建物へ)
- 24(2012). 2 「大気汚染防止法施行令」及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(国)
- H24.4.1 施行

- 平成 24(2012). 2 「第3期室蘭市役所エコオフィスパラン(環境保全率先実行計画)」策定
- 4 「騒音規制法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(室蘭市告示第12号)
「振動規制法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(室蘭市告示第13号)
「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(室蘭市告示第14号)
「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定
(室蘭市告示第15号)
- 8 「水質汚濁防止法施行規則」等一部改正(国) H24.6.1 施行
「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定
H25.4.1 施行
- 9 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」告示(国)
「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(H24.10.1 施行)により
1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラアミン)を指定物質に追加
- 12 御前水地区測定局で微小粒子状物質の自動測定開始(室蘭市)
- 25(2013). 3 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」制定(北海道)
H25.4.1 施行
「北海道環境影響評価条例」の一部改正(北海道)
H25.10.1 施行
- 5 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の一部改正(国)
H26.4.1 施行
「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正(国)
H25.5.24 施行
「微小粒子状物質に係る注意喚起のための暫定的な指針の運用」
に関する庁内の注意喚起実施体制を整備(室蘭市)
- 6 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に
関する法律」制定(国) H25.12.20 施行
「大気汚染防止法」の一部改正(国)
(アスベストの届出者変更等) H26.6.1 施行
「水質汚濁防止法」の一部改正(国) H25.12.20 施行
「北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則」制定
(北海道) H25.7.1 施行
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関す
る法律」改正、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関
する法律」へ名称変更(国) H27.4.1 施行
- 9 「北海道 PCB 廃棄物処理施設」増設施設の操業開始(国)
- 10 「水銀に関する水俣条約」採択(国)

- 平成 25(2013). 10 「騒音規制法」に基づく規制地域の指定(追加)
(室蘭市告示第 51 号)
「振動規制法」に基づく規制地域の指定(追加)
(室蘭市告示第 52 号)
「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定(追加)
(室蘭市告示第 53 号)
- 26(2014). 3 室蘭市で微小粒子状物質の注意喚起を実施(室蘭市)
「石綿障害予防規則」の一部改正(国) H26. 6. 1 施行
4 北海道 PCB 廃棄物処理事業における事業変更要請の受入(国)
5 「マンガン及びその化合物に係る大気環境指針(暫定値)」の制定
(国)
6 「水質汚濁防止法」を一部改正(国)
8 「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正(国) H26. 8. 1 施行
9 大気汚染常時監視テレメータシステム更新(室蘭市)
11 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準についての一部改
正」告示(国)
「日本環境安全事業株式会社法」の一部改正(国)
H26.12.24 施行
- 12 「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める
条例」の一部改正(北海道)
- 27(2015). 4 「騒音規制法」に基づく規制地域に係る規定の一部改正
(室蘭市告示第 18 号)
「振動規制法」に基づく規制地域に係る規定の一部改正
(室蘭市告示第 19 号)
5 「排水基準を定める省令」一部改正(国) H27. 5. 25 施行
6 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」制定(国)
「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定(国)
7 「室蘭市廃棄物減量・リサイクル等推進審議会」設置(室蘭市)
9 「水質汚濁防止法施行規則」等の一部改正(H27.10.21 施行)によ
り、トリクロロエチレンの基準値を見直し(国)
11 「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」制定(国)
12 「パリ協定」採択(国)
- 28(2016). 3 「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」を策定(室蘭市)
環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準についての一部改
正」告示(H28.4.1 施行)により、低層溶存酸素量の環境基準を
追加(国)
「北海道環境基本計画[第 2 次計画]」改定(北海道)
5 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」制定
(国) H28. 5.27 施行
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措
置法」の一部改正(国) H28. 8. 1 施行
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更)
6 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する告示」
公布(国)

(巻末資料)

- 平成 28(2016). 9 「第4期室蘭市役所エコオフィスプラン(環境保全率先実行計画)」
策定(室蘭市)
「大気汚染防止法施行令」の一部改正(国)
「大気汚染防止法施行規則」の一部改正及び「排出ガス中の水銀
測定法」制定(国)
11 パリ協定発効
- 29(2017). 8 「水銀に関する水俣条約」の発効(国)
- 30(2018). 4 改正大気汚染防止法施行(国)